

# 令和4年度法務省調達改善計画

## 第1 目的

本計画は、法務本省及び地方支分部局等の全庁において、更なる調達の適切性・透明性の確保、調達事務の効率性の向上等を目指すとともに、PDCAサイクルにより、調達の透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むことを目的とする。

なお、本計画は、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日付け行政改革推進本部決定）、「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日付け行政改革推進会議取りまとめ）、令和3年度調達改善計画の上半期自己評価結果や調達の現状分析に基づく調達内容の特性・課題等を踏まえ、策定するものである。

## 第2 調達の現状分析

法務省において重点的に推進すべき取組を選定するに当たり、令和2年度（電力調達・ガス調達については、令和3年4月から12月）の調達構造を分析する。

本計画に記載している契約件数及び金額は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）に基づき公表しているデータから集計したものである（少額随意契約は含まれない。）。

### 1 法務省の調達の全体像

法務省の調達の全体像は、表1ないし表3のとおりであるが、法務本省を始めとする301庁の会計機関において調達事務を行っており、契約件数が7,352件、契約金額が2,334億円となっている。

調達の内訳では、物品役務等の調達類型による件数が6,729件（91.5%）、契約金額が1,853億円（79.4%）となっており、そのうち、件数ベースでは物品購入・賃貸借契約が2,547件（34.6%）、その他の役務契約が1,567件（21.3%）、また、金額ベースでは情報システム関連契約が771億円（33.0%）、その他の役務契約が485億円（20.8%）と、それぞれ高い割合を占めている（表1参照）。

契約種別では、競争性のある契約方式の契約件数が5,906件（80.3%）、契約金額が2,031億円（87.0%）、競争性のない随意契約の契約件数が1,446件（19.7%）、契約金額は303億円（13.0%）となっている（表2参照）。

応札状況では、競争契約のうち一者応札の契約件数が962件（16.8%）、契約金額が819億円（41.9%）となっている（表3参照）。

表1 令和2年度法務省における調達経費の内訳  
(本省・地方別)

(単位:件、億円)

区分 調達類型		本省		地方支分部局等		法務省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事等	公共工事 A	37	237	527	230	564	467
	割合(A/K)	4.4%	18.6%	8.1%	21.7%	7.7%	20.0%
	公共工事に係る調査及び 設計業務等 B	37	12	22	2	59	14
	割合(B/K)	4.4%	0.9%	0.3%	0.2%	0.8%	0.6%
小計		74	248	549	232	623	480
割合(小計/K)		8.8%	19.5%	8.4%	22.0%	8.5%	20.6%
物品 役務等	情報システム関連 C	314	763	78	8	392	771
	割合(C/K)	37.5%	59.8%	1.2%	0.8%	5.3%	33.0%
	電力 D	3	3	127	42	130	46
	割合(D/K)	0.4%	0.3%	1.9%	4.0%	1.8%	2.0%
	ガス E	2	1	150	7	152	8
	割合(E/K)	0.2%	0.0%	2.3%	0.7%	2.1%	0.3%
	調査研究 F	17	12	0	0	17	12
	割合(F/K)	2.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.2%	0.5%
	物品購入・賃貸借 G	135	35	2,412	167	2,547	201
	割合(G/K)	16.1%	2.7%	37.0%	15.8%	34.6%	8.6%
庁舎維持関連 H	56	172	1,265	128	1,321	300	
割合(H/K)	6.7%	13.5%	19.4%	12.1%	18.0%	12.8%	
その他の役務 I	180	31	1,387	454	1,567	485	
割合(I/K)	21.5%	2.4%	21.3%	42.9%	21.3%	20.8%	
その他 J	57(4)	12(0.3)	546(6)	18(0.1)	603(10)	31(0.5)	
割合(J/K)	6.8%	1.0%	8.4%	1.7%	8.2%	1.3%	
小計		764(4)	1,028(0.3)	5,965(6)	825(0.1)	6,729(10)	1,853(0.5)
割合(小計/K)		91.2%	80.5%	91.6%	78.0%	91.5%	79.4%
合計 K		838(4)	1,276(0.3)	6,514(6)	1,057(0.1)	7,352(10)	2,334(0.5)
本省・地方支分部局等 /法務省全体(割合)		11.4%	54.7%	88.6%	45.3%		

- 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- 「情報システム関連」は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」(デジタル社会推進会議幹事会、平成26年12月3日決定、令和3年9月10日最終改定)における定義に準じて分類した情報システムの整備・運用等に係る調達をいう。
- 「調査研究」は、調査(実態調査や動向調査等の各種調査)、統計調査(統計情報収集整理等)、研究(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係る調達のうち、公共工事に係る調査及び設計業務等(B)を除くものをいう。
- 公募のうち、応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結するようなものは、該当する件数・金額を別途( )で内数にて記載している。

表2 令和2年度法務省における調達契約の種別

(単位:件、億円)

区分		契約件数 A	割合 B(A/合計)	契約金額 C	割合 D(C/合計)
競争性のある契約	競争契約	5,726	77.9%	1,957	83.9%
	企画競争による 随意契約	31	0.4%	19	0.8%
	公募による 随意契約	64	0.9%	10	0.4%
	不落・不調による 随意契約	85	1.2%	44	1.9%
	小計	5,906	80.3%	2,031	87.0%
競争性のない随意契約		1,446	19.7%	303	13.0%
合計		7,352		2,334	

金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表3 令和2年度法務省における調達の応札状況

(単位:件、億円)

区分		1者		2者以上		合計	
契約方式		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 A		962	819	4,764	1,138	5,726	1,957
	割合(A/合計)	16.8%	41.9%	83.2%	58.1%		
企画競争による 随意契約 B		24	2	7	16	31	19
	割合(B/合計)	77.4%	13.4%	22.6%	86.6%		
公募による 随意契約 C		29	2	1	5	30	7
	割合(C/合計)	96.7%	28.0%	3.3%	72.0%		

- 1 金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- 2 本表の公募による随意契約については、複数者と締結した契約は含まれない。

## 2 一者応札について

競争契約全体に占める一者応札の割合が、競争契約全体を母数とした場合の割合（件数ベース 16.8%、金額ベース 41.9%）よりも高い割合の調達類型は、件数ベースでは、情報システム関連契約（63.1%）、調査研究（30.8%）、その他の役務契約（27.9%）、ガス契約（23.4%）、電力契約（22.7%）、庁舎維持関連契約（17.7%）、金額ベースでは、情報システム関連契約（89.8%）、庁舎維持関連契約（68.9%）となっている（表4参照）。

また、一者応札全体を母数とした場合、割合の高い調達類型は、件数ベースでは、その他の役務契約（33.5%）、庁舎維持関連契約（22.9%）、金額ベースでは、情報システム関連契約（60.6%）、庁舎維持関連契約（24.6%）となっている（表5参照）。

一者応札の契約件数については、平成19年度は1,362件（競争契約全体に対する割合が31.7%）であったものが、これまでの調達改善の取組により、令和2年度には962件（同16.8%）と減少しているものの、近年はほぼ横ばいで推移している。

一者応札案件の調達類型別の分析の結果、情報システム関連を始め、依然として一者応札の割合が高い調達類型があること、物品役務等の同種・同類の調達案件において、ある官署では複数者応札であるにもかかわらず、他の官署では一者応札となっている場合があること、同一の官署において、過去に複数者応札であったものの、再び一者応札となった案件があることなど、改善の余地がある案件が見受けられるほか、競争契約全体に対する一者応札案件の割合は、令和元年度の18.5%から令和2年度は16.8%と減少しており、令和3年度調達改善計画の上半期自己評価結果における一者応札案件の割合は、令和2年度同期と比較してほぼ横ばいとなったものの、取組の効果が見られることから、引き続き、各種取組を確実に実施した上、その効果を検証・評価し、一者応札の解消に向けた取組を的確に実施していく必要がある。

表4 令和2年度法務省における競争契約及び一者応札の状況

(単位:件、億円)

区分 調達類型		競争契約							
		競争契約				うち一者応札			
		契約件数		契約金額		契約件数		契約金額	
		件数 A	割合 B(A/ 合計)	金額 C	割合 D(C/ 合計)	件数 E	割合 F (E/A)	金額 G	割合 H (G/C)
公共工事等	公共工事	538	9.4%	444	22.7%	60	11.2%	29	6.6%
	公共工事に係る調査及び設計業務等	45	0.8%	8	0.4%	2	4.4%	0	1.3%
小計		583	10.2%	452	23.1%	62	10.6%	29	6.5%
物品役務等	情報システム関連	157	2.7%	553	28.2%	99	63.1%	496	89.8%
	電力	119	2.1%	46	2.3%	27	22.7%	6	12.7%
	ガス	77	1.3%	7	0.4%	18	23.4%	1	19.2%
	調査研究	13	0.2%	2	0.1%	4	30.8%	0	18.6%
	物品購入・賃貸借	2,378	41.5%	184	9.4%	210	8.8%	32	17.5%
	庁舎維持関連	1,243	21.7%	292	14.9%	220	17.7%	201	68.9%
	その他の役務	1,156	20.2%	422	21.6%	322	27.9%	53	12.5%
	その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
小計		5,143	89.8%	1,506	76.9%	900	17.5%	790	52.5%
合計		5,726		1,957		962	16.8%	819	41.9%

金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表5 令和2年度法務省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳（本省・地方別）

（単位：件、億円）

区分 調達類型		本省		地方支分部局等		法務省全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 A	2	1	58	28	60	29
	割合(A/K)	1.0%	0.2%	7.6%	21.5%	6.2%	3.6%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 B	0	0	2	0	2	0
	割合(B/K)	0.0%	0.0%	0.3%	0.1%	0.2%	0.0%
小計	2	1	60	28	62	29	
割合(小計/K)	1.0%	0.2%	7.8%	21.5%	6.4%	3.6%	
物品役務等	情報システム関連 C	92	492	7	4	99	496
	割合(C/K)	46.7%	71.3%	0.9%	3.4%	10.3%	60.6%
	電力 D	2	1	25	5	27	6
	割合(D/K)	1.0%	0.2%	3.3%	3.5%	2.8%	0.7%
	ガス E	0	0	18	1	18	1
	割合(E/K)	0.0%	0.0%	2.4%	1.1%	1.9%	0.2%
	調査研究 F	4	0	0	0	4	0
	割合(F/K)	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%
	物品購入・賃貸借 G	38	18	172	15	210	32
	割合(G/K)	19.3%	2.6%	22.5%	11.3%	21.8%	3.9%
	庁舎維持関連 H	16	170	204	31	220	201
	割合(H/K)	8.1%	24.7%	26.7%	23.9%	22.9%	24.6%
その他の役務 I	43	7	279	46	322	53	
割合(I/K)	21.8%	1.0%	36.5%	35.4%	33.5%	6.4%	
その他 J	0	0	0	0	0	0	
割合(J/K)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
小計	195	688	705	102	900	790	
割合(小計/K)	99.0%	99.8%	92.2%	78.5%	93.6%	96.4%	
合計 K	197	690	765	130	962	819	
本省・地方支分部局等/法務省全体(割合)		20.5%	84.2%	79.5%	15.8%		

金額及び割合については、それぞれ単位未満で四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

### 3 電力調達・ガス調達について（令和3年4月から12月契約分）

電力調達について、平成28年4月からの電力小売全面自由化により競争が進み、総契約件数（114件）に対する複数者応札となった案件（82件）の割合は、令和2年度から減少したものの71.9%を占めている（令和2年度同時期は90件、72.6%）（表6参照）。

これまでの取組においては、一部の官署で地方ブロック単位に集約した共同調達等を実施し、スケールメリットが働く適切な電力量を確保したことで一者応札が解消され、調達コストの削減につながっている。今後も、事業者へのヒアリングを行うなどして、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめることを含め、適切な調達単位を検討し、競争性・経済性を向上させるための取組を実施していく必要がある。

また、再生可能エネルギー電力の調達についても、競争性や経済性の確保に留意しつつ、取り組んでいく必要がある。

一方、ガス調達について、平成 29 年 4 月のガス小売全面自由化以降、実施可能な官署から、一般競争入札への切替えを順次実施している。令和 3 年度に一般競争入札を実施した案件は、令和 2 年度同時期とほぼ横ばいの 38 件、そのうち、複数者応札となった案件は 30 件（総契約件数の 29.7%）となっている（表 7 参照）。

ガス調達は、電力調達と比較して新規参入業者が少なく、複数者応札となった地域は関東・中部・近畿・九州の一部に限られているが、今後も新規参入業者の調査や事業者へのヒアリングによる情報収集等に努め、可能な案件について、随意契約から一般競争入札に切り替えるとともに、複数者応札の実現に向けた取組について、引き続き検討していく必要がある。

なお、新規参入が進んでいる地域（関東・中部・近畿・九州の一部）における総契約件数（70 件）に対する複数者応札となった案件（30 件）の割合は 42.9%となっている。

表 6 令和 3 年（4 月から 12 月）法務省における電力調達の応札状況等

（単位：件、円）

	一者応札		小計 C (A+B)	複数者応札 D	その他の 随意契約 E	合計 C+D+E
	A	不落・不調 随意契約 B				
件数	19	2	21	82	11	114
（割合）	(16.7%)	(1.8%)	(18.4%)	(71.9%)	(9.6%)	(100.0%)
金額	769,829,476	4,434,897	774,264,373	3,845,715,067	0	4,619,979,440
（割合）	(16.7%)	(0.1%)	(16.8%)	(83.2%)	(0.0%)	(100.0%)

その他の随意契約については、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に締結した随意契約が含まれる。

表7 令和3年(4月から12月)法務省におけるガス調達の応札状況等

(単位:件、円)

						合計 C+D+E
	一者応札 A	不落・不調 随意契約 B	小計 C(A+B)	複数者応札 D	その他の 随意契約 E	
件数	7	1	8	30	63	101
(割合)	(6.9%)	(1.0%)	(7.9%)	(29.7%)	(62.4%)	(100.0%)
金額	50,345,289	1,528,241	51,873,530	398,863,679	108,671,781	559,408,990
(割合)	(9.0%)	(0.3%)	(9.3%)	(71.3%)	(19.4%)	(100.0%)

プロパンガス事業については、従前から一般競争入札を実施しているため、本表には含まれない。

#### 4 その他

令和2年度は、法務本省を始めとする全ての会計機関( )において、他庁との共同調達を実施したほか、会計法令上、随意契約によることが認められている少額調達案件について、一般競争入札を80件、オープンカウンター方式による見積合わせを189件実施した。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」に基づき、運営業務の一部を民間企業に委託している官署は含まれない。

#### 第3 取組内容

別紙1及び別紙2のとおり。

#### 第4 自己評価の実施

上半期及び年度終了後に、計画の達成状況等について自己評価を行い、その結果について、その後の調達改善の取組や調達改善計画の策定に反映させる。

#### 第5 推進体制

##### 1 推進体制

調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等は、「法務省行政事業レビュー推進チーム」(以下「チーム」という。)により取り組む。

チームの統括責任者、統括責任者代理、副統括責任者及びメンバーは、以下のとおりである。



統括責任者	官房長
統括責任者代理	政策立案総括審議官
副統括責任者	大臣官房秘書課長 大臣官房会計課長
メンバー	大臣官房人事課長、大臣官房国際課長、大臣官房施設課長、大臣官房厚生管理官、大臣官房司法法制部司法法制課長、民事局総務課長、刑事局総務課長、矯正局総務課長、保護局総務課長、人権擁護局総務課長、訟務局訟務企画課長、法務総合研究所総務企画部付、出入国在留管理庁総務課長、公安審査委員会事務局長、公安調査庁総務部総務課長

なお、チームの統括責任者は、別に定めるところにより設置する「法務省調達改善グループ」によりチームの取組を補佐させる。

## 2 外部有識者の参画

調達改善計画の策定・見直し、自己評価の実施等の際には、法務省契約監視会議の各委員に指導、助言等を求める。

## 3 その他

- (1) チームの庶務は、大臣官房会計課において行う。
- (2) その他チームの運営に関して必要な事項は、統括責任者が定める。

## 第6 その他

### 1 取組状況等の公表

調達改善計画及び自己評価結果は、法務省ホームページにおいて公表する。

### 2 計画の見直し

本計画は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行い、法務省ホームページにおいて公表する。

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	
								目標達成予定時期
○	○	電力調達・ガス調達の改善 電力調達・ガス調達について、右の取組を実施するなどして、複数者応札等を目指す。	<p>【電力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等に対するヒアリングの実施</li> <li>入札の早期実施</li> <li>調達単位の妥当性の検討                             <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な電力量の確保 (複数庁舎の取りまとめ、調達単位の分割等)</li> <li>共同調達の実施</li> <li>異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達の実施を検討</li> </ul> </li> <li>再生可能エネルギー電力の調達の実施</li> </ul> <p>【ガス】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等に対するヒアリングの実施</li> <li>競争性を確保するための調達方法を検討</li> <li>複数事業者の参入可能性がある契約案件は、一般競争入札を実施</li> </ul>	<p>【電力】</p> <p>これまでの取組において、一部の官署で地方ブロック単体に集約した共同調達等を実施したことにより、一者応札が解消され、調達コストの削減につながっていることから、今後も適切な調達単位を検討することに加え、より一層のコスト削減の工夫により、競争性・経済性を向上させるための取組を実施していく必要があるため。</p> <p>また、競争性や経済性の確保に留意しつつ、再生可能エネルギー電力による調達の実施に取り組んでいく必要があるため。</p> <p>【ガス】</p> <p>平成29年4月からガス小売全面自由化となったものの、電力と比較して新規参入業者が少なく、複数者応札となった地域は、一部の地域に限られていることから、今後も事業者に対するヒアリングによる情報収集等に努め、可能な案件について、随意契約から一般競争入札に切り替えるとともに、複数者応札の実現に向けた取組について、引き続き検討していく必要があるため。</p>	A+	H28	(本省、地方支分部局等) 【電力】 一者応札の契約割合について、対前年度以下にして、一者応札の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。 競争性や経済性の確保に留意しつつ、実施可能な官署において、再生可能エネルギー電力の調達を実施する。	R5年3月まで
○	○	調達改善に向けた審査・管理の充実 一者応札となっている案件について、個別にその要因を分析した上、分析結果に応じて右の取組を実施するなどして、一者応札の解消等を図る。	<p>【一者応札の解消等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札前の取組(事前審査)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様の見直し及び明確化</li> <li>受注実績の必要性及び競争参加資格の見直し</li> <li>発注単位及び発注時期の見直し</li> <li>国庫債務負担行為による複数年度契約の活用</li> <li>履行のための準備期間及び履行期間の十分な確保</li> <li>新規参入業者の調査</li> <li>インターネット等を利用した市場価格の調査及び調査結果と過去の契約価格との比較・検証</li> <li>情報システムに係る調達について、デジタル統括アドバイザーの知見を活用</li> </ul> </li> <li>入札時の取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>公告期間の十分な確保</li> <li>入札説明会及び質問対応の充実</li> <li>事業者等への理解促進のための配布資料等の充実(システム運用・保守については、作業マニュアル等を閲覧資料化)</li> <li>調達の情報提供の充実</li> <li>電子調達システムの活用</li> </ul> </li> <li>入札後の取組(事後審査)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者等に対するヒアリング、一者応札案件の要因分析、改善策の検討及び今後の取組への活用</li> <li>一者応札案件の要因分析結果の集約及び効果的な取組の情報共有</li> <li>契約監視会議における継続的な一者応札案件等の重点的審査及び外部有識者の意見・助言等の情報共有</li> <li>外部有識者の意見の反映状況及び一者応札の改善状況を再度契約監視会議に報告</li> </ul> </li> </ul>	一者応札案件の調達類型別の分析の結果、①情報システム関連を始め、依然として一者応札の割合が高い調達類型があること、②物品役務等の同種・同類の調達案件において、ある官署では複数者応札であるにもかかわらず、他の官署では一者応札となっている場合があること、③同一の官署において、過去に複数者応札であったものの、再び一者応札となった案件があるほか、競争契約全体に対する一者応札案件の割合は、令和元年度の18.5%から令和2年度は16.8%と減少しており、令和3年度上半期の自己評価結果における一者応札案件の割合は、令和2年度同期と比較してほぼ横ばいであったものの、取組の効果が見られることから、引き続き、左記取組を確実に実施した上、その効果を検証・評価し、一者応札の解消に向けた取組を的確に実施していく必要があるため。	A	H24	(本省・地方支分部局等) 一者応札の契約割合について、対前年度以下又は一者応札の解消による契約額の削減により、調達コストの削減を図る。	R5年3月まで
○		地方支分部局等における取組の推進 地方支分部局等における汎用的な物品役務等の調達について共同調達を実施するほか、より効果的な共同調達の検討・推進等に取り組む。	<p>【共同調達等の有効活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>合同庁舎単位、近隣官署単位、地方ブロック単位での共同調達の実施</li> <li>共同調達実施品目数の拡大</li> <li>仕様の検討</li> <li>調達単位の検討</li> <li>他組織・他府省庁との共同調達の実施</li> <li>本省のほか地方支分部局等が実施した共同調達に関するベストプラクティスの共有・展開等</li> </ul>	調達単位の適正性や費用対効果の確保に留意しつつ、実施品目数や組織の拡大、共同調達の効果を高めるための仕様の検討に取り組む必要があるため。	A	H24	(地方支分部局等) 共同調達の実施又は仕様及び調達単位の見直しにより、調達コストの削減を図る。	R5年3月まで
○		調達事務のデジタル化の推進 競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、右の取組を実施するなどして、調達事務の効率化や事業者の負担軽減を目指す。	<p>【調達手続における書面・押印・対面の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施可能な官署において、オンライン形式による入札説明会の実施</li> <li>見積書、請求書等について、押印不要とした上での電子メールによる徴取</li> <li>電子調達システムの活用による入札・契約手続の電子化の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として電子調達システムの入札機能を利用して調達を実施</li> <li>電子調達システムを利用した契約手続の実施</li> <li>利用率向上のため、電子入札・電子契約ができる旨、事業者への周知等を実施</li> </ul> </li> </ul>		A+	R4	(本省、地方支分部局等) 電子調達システムを利用した入札・契約手続の割合を対前年度以上として、入札・契約手続の電子化の推進を図るとともに、見積書や請求書等の徴取、入札及び契約等の一連の調達手続を、電子調達システムや電子メール等で実施することに努め、調達事務の効率化や事業者の負担軽減等を図る。	R5年3月まで

## その他の取組

具体的な取組内容	(新規・継続区分)
<p><b>○競争性のない随意契約の解消等</b></p> <p>①競争性のない随意契約で調達を行おうとする場合には、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号)に基づき、一般競争入札又は企画競争若しくは公募によることができないかの検討、競争性のない随意契約によらざるを得ない理由に該当するか否かの審査などを厳格に行う。</p> <p>②競争性のない随意契約で調達を行った場合には、大臣官房会計課において、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知)に基づき、その妥当性等の事後チェックを行う。</p>	継続
<p><b>○少額随意契約可能案件における一般競争入札等の実施</b></p> <p>・ 少額随意契約可能案件について、事務負担等を考慮の上、一般競争入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを検討、実施する。</p>	継続
<p><b>○カード決済の活用</b></p> <p>・ 「会計業務の効率化に向けた改善計画」(平成28年7月29日付け旅費・会計等業務効率化推進会議決定)に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済を活用する。</p>	継続
<p><b>○人事評価への反映</b></p> <p>・ 人事評価の実施に当たり、被評価者は、業績目標において、コスト意識や業務改善に関する業績目標を設定することとし、評価者等は、被評価者の調達改善への取組、予算執行の効率化に関する取組及びこれらの成果について、適切に評価に反映する。</p>	継続
<p><b>○人材の育成</b></p> <p>・ 本省が実施している会計職員実務講習会を始めとする省内研修等を通じ、調達改善への取組、予算執行の効率化等について、周知、指導等を行う。</p>	継続
<p><b>○内部監査の活用</b></p> <p>・ 大臣官房会計課が地方支分部局等に赴いて実施する内部監査時において、調達改善に係る取組を周知するとともに、取組状況等を把握し、必要に応じて、その結果等を全庁に周知する。</p>	継続
<p><b>○新たな調達手法を採用した取組</b></p> <p>・ 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」(平成28年3月22日付けすべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する項目を設定するなどの取組を行う。</p>	継続
<p><b>○新たな調達手法を採用した取組</b></p> <p>・ 「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日付け財計第4803号財務大臣通知)に基づき、総合評価落札方式による調達において、賃上げ実施企業を評価する項目を設定するなどの取組を行う。</p>	新規